

日本共産党倉敷市議会議員団を代表して討論を行います。

今議会は、岡山県が財政危機宣言を行い、県財政構造改革プラン（素案）が示された中、また、チボリ事業廃止決定後の議会開催となりました。こうした状況の中、伊東市長の県民福祉削減に対する態度、チボリ事業への総括が求められた議会でもあったと思います。伊東市長の政治姿勢について一言述べておきたいと思います。

日本共産党倉敷市議団は、今回の議案に対しても、あくまでも市民の目線で臨んでまいりました。補正予算案に示された、子どもの医療費無料化の年齢拡大を、入院に限ってではありますが、来年 4 月から小学校卒業までに拡大することなど、子育てを応援するものとして評価できます。ひきつづき、通院についても小学校卒業までの無料化を強く要望しておきます。

一方、地球温暖化防止対策、貧困と格差の問題、原油・原材料高騰対策問題などは、これまでの答弁の域を出ることはありませんでした。市民生活が大変なときだけに積極的な支援策を打ち出すべきである、と指摘しておきたいと思います。

さらに、倉敷駅鉄道高架事業については、「県に対し、早期の事業推進を強力に働きかけたい」と述べるなど、財政が厳しいとする中での大型事業計画に固執する姿勢をみせました。今やらなくはならないのは、ムダな大型事業ではなくて、市民の暮らしを応援することではないでしょうか。鉄道高架などの大型事業の見直しを強く求めておきます。

さらにチボリ事業廃止については、「結果として今回のような事態になったことは残念」「倉敷市の出資金 15 億円は、ほとんど損なわれてしまい、申し訳ない」とは言うものの、地方自治の立場を投げ捨て、県の言いなりになってチボリ事業を推進してきたこと、また税金投入すべきでないものに税金投入をしたことの誤り、についての市長の答弁は極めて不十分といわざるをえません。私はこの点からの真摯な総括こそ必要で、そのことを強く求めておきたいと思います。

それでは、予算案 5 件を含む議案 24 件のうち、予算案 1 件、条例案 1 件について反対をいたします。請願 2 件について、委員長報告は不採択とのことですが、これには同意できません。それでは、順次反対理由について申し述べます。

まず、議案第 88 号倉敷市一般会計補正予算（第 4 号）歳出の部民生費、住民基本台帳ネットワークシステム運用経費について、債務負担行為も含め 12,331 千円の支出に反対いたします。

これは、住民基本台帳カード、いわゆる住基カードを児島・玉島・水島支所で発行するためのカード発行機等リース料であります。

私ども日本共産党は、この住民基本台帳ネットワーク導入時に、これが、国家による個人の全人格的管理につながることで、個々の自治体で管理していた情報が全国的オンライン化で広範囲からアクセス可能となり、情報流出・漏えいの危険も一層高まること、現在日本には、すべての国民に番号をつけて管理する総背番号制導入への国民の合意もないこと、などを指摘し、個人のプライバシーを守る実効ある個人情報保護法制がない段階では、住

基ネットは凍結すべきだと主張してまいりました。

住基ネットは住民の利便や行政事務の効率化のためというのが口実でありました。しかし、住基カードの交付率は、本格実施から5年を経過した現在でも7月末で1.2%、交付枚数5661件という低い水準にとどまっています。全国でも1.5%という数字です。

この事実から、市民は住基ネットに対して不安を持っており、市民的合意がえられていない、と見るべきではありませんか。当局は、この住基カードに自動交付機での住民票の写し、印鑑証明書などの取得ができるなど、新たな機能を追加することですが、これらは現在倉敷市が発行している「くらしき市民カード」で十分対応できていることではないでしょうか。この「くらしき市民カード」は発行枚数が292,733件、有権者の80%弱にまで普及が進んでいます。さらに無料であります。住基カードは500円のお金が必要です。

私は、住民のプライバシーの権利を犠牲にしてまでの必要性がない、と言うことを再度申し上げて、住民基本台帳ネットワークシステム運用経費について反対いたします。

次に、議案第93号倉敷市住民基本台帳カードの利用に関する条例の制定についても、先に述べた理由により、反対いたします。

次に、請願第59号及び第65号については、採択すべきであり不採択には反対であります。

請願59号は「地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行に当たって地方自治原則の堅持を求める意見書の提出について」であります。

政府の「地方分権」を名目にした「三位一体の改革」などにより、現在、地方自治体の財政状況は悪化し、住民福祉の増進を安定的にすすめる上で、重大な困難をもたらしています。

さらに、「財政健全化法」に基づいて制定される政省令や、運用いかんによっては国が自治体を直接管理下に置いて、住民サービスの削減、住民負担の強化、自治体職員の削減と労働条件の引き下げを続出させ、地方自治を破壊し、住民の暮らし・権利を守る自治体の責任を解体させる恐れさえあります。

請願は、真の地方分権を確立する自治体財政を確保するとともに、財政健全化法の施行に当たっては、地方自治原則を蹂躪することのないよう国に求めるものです。

請願第65号は「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について」であります。

本年4月に実施された後期高齢者医療制度は、75歳という年齢を重ねただけで、受けられる医療が差別されるというとんでもない制度で、全国で廃止を求める怒りの声が沸き上がっています。先の国会では、後期高齢者医療制度廃止法案が参議院で可決されました。民意は後期高齢者医療制度廃止にあります。

しかし、政府は長寿医療制度と呼び名を変えるなど姑息な手段をろうし、「説明不足はあったが、制度の考え方は悪くない」と、あくまで制度の根幹は維持する姿勢を示してきました。

ここにきて、国民の大きな怒りの前に、麻生新総理は、「年齢で区分するのはどうか」などと、75歳という年齢だけで、差別医療を押しつける制度の根本の破綻を認める一方、

自民党と公明党との連立合意では、「よりよい制度に改善」などと、同制度の存続を前提にしています。

この後期高齢者医療制度は、国の責務を減らし、患者負担増や受診を抑制するような仕組みを潜ませた制度であり、岡山県医師会、倉敷市医師会など医療関係者もこの制度への異議を唱えており、とても部分的な「見直し」ですまされる問題ではありません。

請願は、稀代の差別医療制度である後期高齢者医療制度の廃止を求めるものであり、これは住民の声ではないでしょうか。

以上、請願第 59 号及び第 65 号の 2 件については採択すべきと考えます。

最後に、日本共産党倉敷市議団は、国の悪政から住民のいのちと暮らしを守る防波堤の役割を、自治体にしっかり果たさせために、全力を尽くす決意を申し上げて討論いたします。